

自立支援医療(育成医療)支給認定の申請について

八幡市健康福祉部 障がい福祉課
電話：075-983-2129
FAX：075-981-8080
所在地：八幡市八幡園内75番地

【対象者】

八幡市内にお住まいの児童（18歳未満）で、手術等によって身体上の障害及び疾患の改善が見込まれる児童

*支給認定の有効期間は原則3ヶ月です。ただし、治療が長期に及ぶ場合（抗HIV療法等）は最長1年以内です。

【申請に必要な書類】

①	自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
②	自立支援医療費（育成医療）支給認定に係る同意書 * 生活保護受給の場合は、生活保護受給証明書が必要です。 * 転入の場合は、マイナンバーカード、又は、前市の課税（非課税）証明書が必要となります。
③	自立支援医療（育成医療）意見書・・・・・主治医に記入してもらうこと
④	健康保険情報のコピー・・・・・対象児と同じ医療保険に加入している家族全員分
⑤	腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写し
⑥	継続申請（再認定）の場合・・・・・現在使用の受給者証

【自己負担額】

対象者の医療保険による自己負担額の一部を公費で負担しますが、市民税の課税額に応じて決定された

1ヶ月の自己負担限度額以内で、医療費の1割を医療機関にお支払いいただきます。

区分			負担上限額（月額）			
			八幡市・京都府上限		（参考：国基準額）	
			一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
A	生活保護受給世帯		0円		（ 0円）	
B1	市民税非課税	保護者収入80万円9千円以下	1, 250円		（ 2, 500円）	
B2	〃	保護者収入80万円9千円超 障害年金1級有り	1, 250円		（ 5, 000円）	
B3	〃	保護者収入80万円9千円超 障害年金1級無し	2, 500円		（ 5, 000円）	
C1	市民税所得割額	3万3千円未満	5, 000円※	2, 500円	（ 5, 000円）	
C2	〃	3万3千円以上	10, 000円※	5, 000円	（10, 000円）	
C3	〃	23万5千円未満				
一定以上	〃	23万5千円以上	対象外	20, 000円	対象外	20, 000円

※令和9年3月31日までの経過的特例措置です。

注：市民税所得割額は、年少扶養控除等廃止前の額に再計算した後の額です。

・市町民税の所得割が23万5千円以上の方は、原則、対象外です。

〔肝臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・心臓機能障害（心臓移植後抗免疫療法に限る）等の重度かつ継続する病態の場合は対象となります。〕

・入院時の食事療養費については、原則として自己負担です。そのほかにも、承認された疾患に対する治療以外の治療や差額ベッド代などの保険適用外の支払いは給付の対象外です。